

特定(介護予防)福祉用具販売重要事項説明書

事業理念

私たちは、高齢者とそのご家族に快適な空間を創造し、ここに届くサービスとともに、「笑顔とゆとりのある暮らし」の実現を目指し社会に貢献します。

運営方針

事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様本意にのっとったサービスの提供に努めるものとする。

- 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者様の心身の状況、及び希望、その置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができる様、適切な福祉用具の選定を行なう。
- 事業の実施に当たっては、保険者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

1.事業所の概要

2024年4月1日 現在

事業所名	エフビー介護サービス株式会社 松本 営業所
所在地	〒 390-0851 長野県松本市島内4972-5
管理者/連絡先	倉田 泰永 / TEL: 0263-40-3700
介護保険指定番号	特定(介護予防)福祉用具販売: 2070201930
通常の事業の実施地域	長野県全域
人員/福祉用具専門相談員	17名 / 9名 (常勤 9名 / 非常勤 0名)
営業日/営業時間	月曜～土曜 / 午前8時30分～午後5時30分
第三者評価の実施状況の有無	無し

注) 日曜、祝日を休業日とするほか、年末年始(12/30～1/3)も休業とする。但し、休業日においても電話受付による対応を行なっておりますので、緊急の場合は気兼ねなくご連絡下さい。

2.サービスの内容

- 「特定(介護予防)福祉用具販売」は、要介護(支援)者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目・種類(腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖)の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- 事業者は、利用者様の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。

3.利用者様負担金

- 介護保険の適用がある場合は、販売価格の全額を一旦ご負担いただき、福祉用具購入費支給申請によって販売価格から利用者様負担割合相当額を引いた金額が償還払いとなります。また、保険者によっては、利用者様負担割合分の自己負担額のみ事業者支払い、残りの差額を保険者が直接事業者支払い受領委任払い制度もあります。(ただし、年間10万円まで)
- 介護保険適用の判断は保険者によります。保険者の判断により不適用となった際には、全額利用者様の自己負担となります。

4.各種相談、苦情、事故、緊急時の窓口

(1) サービスに関する相談、苦情、故障、事故、緊急時については、次の窓口で対応いたします。

当社相談・苦情等窓口	担当者:	倉田 泰永	電話:	0263-40-3700
------------	------	-------	-----	--------------

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

保険者	担当窓口	電話番号
該各市町村	介護保険担当課	介護保険担当課電話番号

長野 県国民健康保険団体連合会(国保連):介護保険課 電話 026-238-1580

5. 事故発生時の対応

利用者様に対して特定(介護予防)福祉用具販売の提供により、万一事故が発生した場合は、保険者、利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に速やかに連絡すると共に当事業所の責めに帰すべき事由による場合は誠意をもって速やかにその損害を賠償します。また、発生した事故に関しては再発防止の為、必要な措置を講じ記録することとします。